

議案第七十六号

中央区職員の配偶者同行休業に関する条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出します。

令和七年九月十七日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区職員の配偶者同行休業に関する条例等の一部を改正する条例

(中央区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第一条 中央区職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年七月中央区条例第十号)の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第九条 任命権者は、第二条又は第六条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間(以下「申請期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第二号に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができない。

一 申請期間を任用の期間(以下「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用

二 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあ

つては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第二条 中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月中央区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五項中「第二十二條の三第一項」の下に「、中央区職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月中央区条例第十号）第九条第一項第二号」を加える。

第十五条第一項第一号中「第二十二條の三第一項」の下に「、中央区職員の配偶者同行休業に関する条例第九条第一項第二号」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（中央区職員の給与に関する条例の一部改正）

2 中央区職員の給与に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第二号）の一部を次のように改正する。
第二十一条の二の四第三項中「地方公務員法第二十二條の三第一項及び育児休業法第六条第一項の規定により」を削る。

（説明）

配偶者同行休業の取得者に係る代替職員を採用できることとし、当該代替職員の採用方法等について定めるため、この条例案を提出します。